

古い空家住宅の解体費助成のご案内



～災害に強いまちをめざして～

あら坊

荒川区では安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進するため、古い空家住宅を解体する際に、解体費の一部を助成しています。解体をお考えの方は、ぜひご利用ください。

■ 助成対象建築物 ■

- 1年以上使用されていないことが確認できること
- 住宅部分の面積が2分の1以上あること
- 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること
- 区が現場調査等により倒壊等のおそれがあると判定したものであること

■ 助成対象者 ■

- 空家住宅の所有者（個人又は中小企業（宅地建物取引業者を除く）に限る）
- 住民税（法人の場合は、法人住民税）、国民健康保険料等を滞納していないこと

■ 助成額 ■

- 空家住宅の解体に要する費用（消費税相当額を除く）の3分の2の額
かつ、1件につき100万円を上限とする

ただし、区が『不良住宅』（構造等が著しく不良であり、住宅として著しく不適当なもの）と判定した場合、解体する建物の延べ面積 1 m²あたり 26,000 円（延べ面積 500 m²まで）とする助成金もあります。
詳しくはお問い合わせください。

■ 助成の流れ ■

- ① 事前相談にご来庁ください。
- ② 助成対象建築物であるかどうかを判定するため、区の職員が現地調査を行います。
- ③ 『内定申請書』を提出してください。
- ④ 内定申請書の審査・決定後に、『内定決定通知書』を交付します。
内定決定より前に解体工事に着手すると、助成が受けられなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 解体工事終了後、『除却完了・交付申請書』及び『請求書』等を提出してください。
- ⑥ 交付申請書の審査・決定後に、『交付決定通知書』を交付し、助成金をお支払いします。

※ 申請書類は、荒川区ホームページからダウンロードできます。

トップページ→右上「探す」→「暮らし」→「生活（住まい・仕事等）」→「住まい」→「空き家対策」
→「古い空家住宅の解体費助成について」



お問合せ先

荒川区 住まい街づくり課 防災街づくり係
電話 03-3802-4079